

第10回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和6年4月19日(金) 13時30分
第10回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和6年4月19日(金) 13時25分

3. 閉 会 令和6年4月19日(金) 14時07分

4. 出席委員

1 番 石井	2 番 尾崎	3 番 市村	4 番 中島	5 番 菅野
6 番 泉	7 番 舟窪	8 番 波多野	9 番 小口	10 番 小池
11 番 田中	12 番 武正	13 番 東城	14 番 星	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 13番—東城委員 15番—菱川委員

6. 議事録署名委員 5番—菅野委員 6番—泉委員

7. 付議議件 議案第43号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第47号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について
議案第48号 土地の現況地目証明願いについて
議案第49号 斜里町農業委員会委員辞任の同意について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 和志
事務局 笠谷 俊介
 廣島 蓮

9. 会議の概要



事務局	第10回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席委員13番一東城委員、15番一菱川職務代理です。 出席委員は16名中14名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。 議長よろしくをお願いします。
議長	それでは第10回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名員に、5番一菅野委員、6番一泉委員を委嘱します。 日程2、議案第43号、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。
事務局	議案第43号農地法第18条の規定による合意解約通知について 下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、字以久科北2筆、地目畑、合計面積は 38,070 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和5年12月1日から令和6年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年3月13日となっております。 番号2、関係の土地については、字峰浜他4筆、地目畑、合計面積は 154,525 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は令和4年12月23日から令和15年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年3月10日となっております。 番号3、関係の土地については、字以久科南3筆、地目畑、合計面積は 94,610 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成26年8月28日から令和6年8月27日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年3月19日となっております。 番号4、関係の土地については、字川上3筆、地目畑、合計面積は 23,081 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成31年1月1日から令和8年12月31日、令和2年1月1日から令和9年12月31日、平成31年1月1日から令和8年12月31日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年3月27日となっております。 番号5、関係の土地については、字朱円東1筆、地目畑、合計面積は 34,158 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和2年12月23日から令和13年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年4月1日となっております。
議長	合意解約通知について確認決定してよろしいですか。
全員	よろしいです。

議長	それでは決定とします。 日程3、議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字来運1筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は 1,067 m²、申請の理由は譲渡人が農業をしないので譲渡したい、譲受人が譲り受けて農作業の効率化を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。 区分2、関係の土地については字川上他2筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は 23,081 m²、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。 区分3、関係の土地については字朱円西他24筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は 253,508.78 m²、申請の理由は貸人が法人化のため賃貸したい、借人が法人経営のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。 区分4、関係の土地については字朱円東1筆、公簿・現況地目記載のとおり、面積は 34,158 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が法人経営のため申請地を借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。 区分5、関係の土地については字以久科南他2筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は 78,517 m²、申請の理由は貸人が自己理由は困難であることから賃借権を設定したい、借人が申請地を借り受け、経営規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。 区分6、関係の土地については字以久科南他2筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は 94,610 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。 区分7、関係の土地については字以久科南1筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は 23,245 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。 区分8、関係の土地については字朱円西他28筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面積は 270,911 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。 区分9、関係の土地については字峰浜他4筆、公簿・現況地目記載のとおり、合計面

	積は154,525㎡、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。 位置図について6～8頁に記載となっております。 現地調査について区分1～2は4月15日(月)武正委員、田中委員、中島委員、区分3～5、区分8(字朱円西)、区分9は4月16日(火)石井委員、泉委員、尾崎委員、区分5～7は4月18(木)市村委員、菅野委員、星委員、区分8(字以久科北他)は4月16日(火)星委員、市村委員、菅野委員で行っております。 別紙の農地法第3条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますので、こちらも併せて確認をお願いします。以上です。
議長	区分1～2の現地確認委員、武正委員どうでしたか。
武正委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1～2について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1～2について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分3～4の現地確認委員、石井委員どうでしたか。
石井委員	問題ありません。
議長	区分3～4を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分3～4について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分5～7の現地確認委員、市村委員どうでしたか。
市村委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分5～7について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。

議長	区分5～7について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分8(字朱円西)の現地確認委員、泉委員どうでしたか。
泉委員	問題ありません。
議長	区分8(字朱円西)を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分8(字朱円西)について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分8(字以久科北他)の現地確認委員、星委員どうでしたか。
星委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分8(字以久科北他)について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分8(字以久科北他)について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分9の現地確認委員、尾崎委員どうでしたか。
尾崎委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分9について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分9について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程4、議案45号、農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第45号農地法第4条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字川上1筆、公簿地目畑、面積は 1,629 m²、申請の理由は農業用施設の建設(追認)、転用の概要については記載のとおりとなっております。

	す。 区分1の位置図については同頁記載のとおり、現地確認は4月17日(水)田中委員、武正委員、島田委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認をお願いします。以上です。
議長	区分1現地確認委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	問題なしということで、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農地転用許可申請に係る審査表確認の結果と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 ここで一旦総会を休憩とし、協議事項1番区分1の説明をお願いします。 (一時休憩) それでは休憩を解き、日程5、議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第46号農地法第5条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字川上1筆、地目畑、面積は1,040㎡、申請の理由については農業用施設の建設、転用の概要については記載のとおりとなっております。 位置図は同頁記載のとおり、現地確認は4月17日(水)武正委員、田中委員、島田委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認をお願いします。以上です。
議長	現地確認委員、泉委員どうでしたか。
武正委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程6、議案47号、斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。

事務局	す。 議案第47号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)所有権の移転関係 番号1、関係の土地については、字川上他1筆、地目畑、面積は 44,281 m²、申請の理由は離農しているため譲渡する、譲受人は農地売買支援事業のためとなっております。価格は 14,701 千円、10aあたり 331 千円となっております。 番号2、関係の土地については、字朱円他2筆、地目畑、面積は 31,849 m²、申請の理由は離農しているため譲渡する、譲受人は農地売買支援事業のためとなっております。価格は 8,886 千円、10aあたり 279 千円となっております。 番号3、関係の土地については、字大栄他1筆、地目畑、面積は 89,725 m²、申請の理由は早期売り渡し、譲受人は経営合理化のためとなっております。価格は 22,431 千円、10aあたり 249 千円となっております。 位置図については同頁記載となっております。 別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認もお願いします。以上です。
議長	(1)所有権の移転関係番号1～3について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 日程7、議案第48号、土地の現況地目証明願いについて説明をお願いします。
事務局	議案第48号土地の現況地目証明願いについて 次の申請について審議を求める。 番号1、関係の土地については字来運1筆、公簿・現況地目は記載のとおり、面積は 1,726 m²、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっております。 位置図については同頁に記載のとおりとなっています。 現地確認については4月17日(水)田中委員、武正委員、島田委員で行っています。 以上です。
議長	現地調査委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。

全員	異議なし。
議長	現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程 8、議案第49号、斜里町農業委員会委員辞任の同意について説明をお願いします。
事務局	議案第49号斜里町農業委員会委員辞任の同意について 東城智委員より、令和6年4月3日付で「一身上の都合により農業委員を辞任したい」との申し出があった。農業委員会等に関する法律第13条において、委員の辞任については、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができるとなっていることから、委員の辞任について同意を諮るものとなります。
議長	一身上の都合による辞任と言うことですが、みなさん何かございますか。
全員	ありません。
議長	辞任の同意に関する決定をしてよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	異議なしということで決定します。 ここで休憩とし、日程9、その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第10回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和6年4月19日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

泉 幸博

議事録署名委員

菅野 裕一